

「ふくい桜マラソン 2024」 災害補償保険 仕様書

(1) 保険の種類

災害補償保険

(2) 給付の対象者

「ふくい桜マラソン 2024」の参加者（ランナー、ボランティア等）

(3) 補償の内容

添付の『「ふくい桜マラソン 2024」 災害補償規程（案）』による。

- ・死亡・後遺障害 200 万円
- ・入院（日額） 3,000 円
- ・通院（日額） 2,000 円

(4) 補償の対象

- ・傷害
- ・特定疾病（大会参加に起因する下記の疾病を対象とする）
※急性心疾患、急性脳疾患、熱中症、低体温症、脱水症など

(5) 保険契約者（被保険者）

ふくい桜マラソン実行委員会 会長 杉本 達治

(6) 補償対象期間および給付対象人数

補償対象期間	給付対象人数	備考
3/28 00:00～24:00	110	ランナー受付準備
3/29 00:00～24:00	2,400	ランナー受付
3/30 00:00～24:00	6,450	ランナー受付
3/31 00:00～24:00	20,400	マラソン競技
合計	29,360	

※会場と給付対象者の住居または宿泊施設との通常の経路往復中も含む

※大会終了後、保険料の追加精算は行わない。

「ふくい桜マラソン 2024」災害補償規程（案）

本規程は、ふくい桜マラソン実行委員会が主催する「ふくい桜マラソン 2024」（以下、「大会」という。）の見舞金支給に関する事項を定める。

（給付対象者）

第1条 本規程において給付対象者とは、大会の参加者名簿に氏名が記載されている参加者本人および大会のボランティア等名簿に氏名が記載されているボランティア等活動参加者本人とする。

（受給者）

第2条 本規程に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人（以下「受給者」という。）に支給する。

（補償対象期間）

第3条 補償対象となる期間は、給付対象者が大会に参加するために大会会場に集合した時から解散するまでの間で、かつ、大会責任者の管理下にある間とする。また、大会当日の会場と給付対象者の住居または宿泊施設との通常の経路往復中を含むものとする。

（補償内容）

第4条 給付対象者が大会参加中の事故（傷害及び特定疾病）により、事故の発生の日から180日以内に死亡した場合又は後遺障害を被った場合、もしくは入院した場合に以下の各号の見舞金を受給者に支給する。

- （1）死亡見舞金 200万円
- （2）後遺障害見舞金 程度に応じ 200万円～8万円
- （3）入院見舞金（1日につき） 3千円（支払限度日数 180日）
- （4）通院見舞金（1日につき） 2千円（支払限度日数 90日）

（支払条件）

第5条 前条の見舞金の支払条件については、すべて主催者が契約する保険の約定等の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。